

武藏野市市民農園

使用者心得



条例・条例施行規則・使用者心得を守って、
利用者全員が気持ち良く使用できるよう
ご協力をお願いします

令和7年1月版

武藏野市 市民部 産業振興課

1 はじめに

武蔵野市市民農園は、利用者が園芸を通じて土に親しみ、家族ぐるみで生産の喜びを味わい、利用者相互の交流を深めて豊かな余暇生活を実現するために、市が設置しています。利用者の皆様、土地の提供者及び近隣住民の方のご理解・ご協力のもと、運営をしています。利用にあたっては、本使用者心得を熟読してください。

武蔵野市市民農園条例、同施行規則及び本心得を遵守いただけない場合は、使用の取消をし、今後の申込を制限させていただくことがございますので、予めご了承ください。

2 本市の市民農園について

本市では、5カ所の農園を開設しています。

〈農園情報〉

農園名	所在地	区画数	区画当たりの面積(㎡)	使用料(円／年)	権利関係
緑町	緑町1-6	103	12	8,000	借地
南町	吉祥寺南町4-18	72			借地
関前第2	関前2-11・3-18	186			借地
北町	吉祥寺北町3-15	54	9	6,000	市有地
関前ふれあい	関前3-17	68			借地

各農園には、トイレ、農具倉庫、野菜くず置き場等を設置していますが、維持管理には使用料の約3.5倍の経費がかかっています。そのため、除草や野菜くずの回収、農具や設備の修繕、樹木剪定等の回数は、予算の範囲内で決まっています。

民間の農園に比べ、利用料が安価であり、市の関与は最低限であることをご理解ください。

また、借地の農園については、所有者の意向により、使用期間内でも急遽利用の停止及び閉園することがあります。その場合は、指定期間に内に区画を更地にし、使用した資材等も必ずお持ち帰りください（市では回収しません）。

(参考：規則第13条)

3 利用期間・利用可能時間

- (1) 利用期間は、4月1日から翌々年の1月31日までの1年10ヶ月間です。
- (2) 日の出から日没までは出入り可能です。それ以外の時間帯の出入りは禁止です。

4 使用資格等

同一人が複数の区画を使用することを禁止しています

- (1) 武蔵野市に住民登録（住民票）があり、市長が使用承認をした世帯主とその同一世帯員のみが使用できます。
- (2) 市長が使用承認をした1区画のみです。他の区画や他の農園の重複使用は禁止です。
他の利用者への譲渡・転貸、他の利用者との区画交換も禁止です。

(参考：条例第2条の3及び第8条)

5 利用の辞退

(1) 使用開始前の辞退

やむを得ない事情（転勤等）を除き、原則できません。なお、名義貸し行為、日当たり不良等で辞退した場合は、今後の申込を制限することがあります。

(2) 使用を辞退する場合

転出、病気等により、継続ができなくなった場合は、『**辞退届（5・6ページ参照）**』を提出してください。提出がないと、利用料徴収の対象になります。

次にお待ちの方に区画を貸し出すため、返却予定日までに、使用区画を更地に戻し、残置物や埋設物等がないようにしてください。

辞退理由が不適切な場合や原状復帰ができない場合は、今後の申込を制限することがあります。

なお、既に納付された使用料は返還できません。

(参考：条例第6条)

6 農園でやってはいけないこと

度々近隣や利用者の方から、市に連絡が入っています。絶対におやめください。

- (1) 大声での会話



- (2) 喫煙（電子タバコ含む）・飲酒

- (3) 通路部分・共有スペースの耕作、土の補充、私物の放置

- (4) 園内の自転車走行



- (5) 車での来園

- (6) 芝類、竹類等、根の成長が早く、短期間で隣接区画へ越境する作物の栽培

- (7) 臭気の強い作物や肥料等の使用

- (8) 耕作放棄

※最低週1回は来園し、隣接区画に作物や雑草が入らないよう、手入れをしてください。

- (9) 屋外排泄



- (10) 背の高い作物や工作物の設置

※トラブルの原因となります。設置する場合は、必ず隣接区画の方の許可を得た上で、隣の区

画から30cm以上離して設置してください。

- (11) 園内へのペットの連れ込み



当たり前のようにですが、
守っていない方がたくさんいます。
健全な利用にご協力をお願いします。

- (12) 作物の窃盗

- (13) その他社会通念上、他人の迷惑となる行為



7 設備等の利用について

(1) 農具

- ・各農園の倉庫に、スコップ・クワ・レーキ・草かき・バケツ・ジョウロを保管しています。
- ・数に限りがあるため、譲り合ってご利用ください。ご自身で用意できるものはご持参ください。
- ・倉庫内には私物を置かないでください。また、倉庫内の農具等を持ち帰らないでください。
- ・使った農具の泥は水道で流さず、自身の区画に戻してください（詰まりの原因となります）。
- ・農具が壊れて使用できない、タワシがボロボロ、ジョウロのハスの実がない、といった声も多く寄せられます。市では即時の交換や修繕をすることはできません。使用方法を予め確認の上、丁寧に扱ってください。

(2) 野菜くず置き場=野菜くず・雑草のみ捨てることができます

- ・肥料の袋、支柱、マルチ、家庭ごみ（缶・ペットボトル等）等が置かれているのが見受けられます。絶対に捨てず、お持ち帰りください。
- ・野菜くずに付いた泥は、自身の区画に戻してください。

ごみ捨て場では
ありません！

(3) 水道

- ・占有はせず、必要最低限の利用としてください。

(4) 使用区画周辺の雑草の除去

- ・利用区画外の通路部分も含め、周辺の雑草の除去をお願いします。

8 市の免責事項

市は、天災、盗難、病害虫、害獣及び前使用者の耕作状況等により耕作物の損害及び通常の使用によらない事故については、一切責任を負いません。

（参考：規則第12条）

第3号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

武藏野市長 殿

住所

氏名

武藏野市市民農園使用辞退届

令和 年 月 日付けで承認のあった農園の使用について、下記のとおり辞退するので、武藏野市市民農園条例施行規則第8条の規定により、届け出ます。

記

1 農園の名称

2 区画番号

3 使用を辞退する理由

4 農園の返却予定日 令和 年 月 日

記入例

第3号様式（第8条関係）

武藏野市長

承認を受けた世帯主の
住所・氏名

令和7年10月20日

住所 武藏野市緑町2-2-28
氏名 武藏野 ゆたか

武藏野市市民農園使用辞退届

令和●年●月●日付けで承認のあった農園の使用について、下記のとおり
辞退するので、武藏野市市民農園条例施行規則第8条の規定により、届け出
ます。

記

利用承認を受けた承認通知
右上に記載の日付

1 農園の名称 緑町市民農園

2 区画番号 150区画

3 使用を辞退する理由

- ・転出のため
- ・家族の介護が必要になり、利用継続できなくなったため 等

4 農園の返却予定日 令和7年10月31日

この日付までに利用区画を
更地に戻してください。

提出先

武藏野市産業振興課

FAX: 0422-51-9408

E-MAIL: SEC-SANGYOU@city.musashino.lg.jp